

令和3年10月22日
練馬区

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

東京都は、10月21日、現在の感染状況や医療提供体制を踏まえ、10月24日をもって東京都におけるリバウンド防止措置期間を終了し、10月25日から11月30日までの間を基本的対策徹底期間として、都民および事業者に対し、基本的な感染防止策の徹底について協力を依頼した。

区は、都の方針を受けて、10月25日から11月30日までの間、以下のとおり対応する。12月1日以降の対応は別途決定する。

1 基本的な考え方

- (1) 区民の皆様には、3密の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなど基本的な感染防止策を引き続きお願いする。外出する際は、少人数で混雑している場所や時間を避けて行動すること、また、帰省や旅行など都道府県をまたぐ移動の際は、基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に、大人数での会食を控えることをお願いする。
- (2) 区内の飲食店等には、同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするようお願いする。また、引き続き、業種別ガイドラインの遵守をお願いする。なお、都の感染防止徹底点検済証の交付を受けていない店舗については、酒類の提供を午後9時までとするようお願いする。

2 具体的な対応策

【区立施設】

- (1) 通常運営とする。ただし、練馬文化センター、大泉学園ゆめりあホール、生涯学習センターホールにおいて、大声での歓声・声援等が想定される場合は利用人員を定員の50%とする。

【イベント・事業】

- (1) 区が主催するイベント・事業は、定員を上限5,000人とする。ただし、大声での歓声・声援等が想定される場合は、定員の50%以内とする。

【その他共通事項】

- (1) マスクの着用、手指消毒、換気の徹底、3密の回避など、基本的な感染防止策を徹底する。
- (2) 大人数や長時間におよぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者に注意喚起する。
- (3) 入浴は、引き続き禁止する。

3 区民の皆様へのお願い

3密の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなど基本的な感染防止策を引き続きお願いします。

外出する際は、少人数で混雑している場所や時間を避けて行動するようお願いいたします。また、帰省や旅行など都道府県をまたぐ移動の際は、基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に、大人数の会食を控えてください。業種別ガイドライン等を遵守している施設を利用するようお願いいたします。

路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクが高い行動は、控えてください。

4 区内事業者へのお願い

飲食店等は、同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするようお願いいたします。営業にあたっては、業種別ガイドラインを遵守してください。都の感染防止徹底点検済証の交付を受けていない店舗については、酒類の提供を午後9時までとしてください。

5 練馬区方針の取扱い

- (1) この方針に記載のない事項で、国、都の方針が発出されているものは、それによることとする。
- (2) この方針は、国、都の方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行う。